

# 第6次葛巻町生涯スポーツ推進計画

スポーツで  
心ゆたかに  
たくましく



【希望郷いわて国体 ネットホッケー競技(平成28年10月/社会体育館)】

平成29年4月1日

葛巻町教育委員会

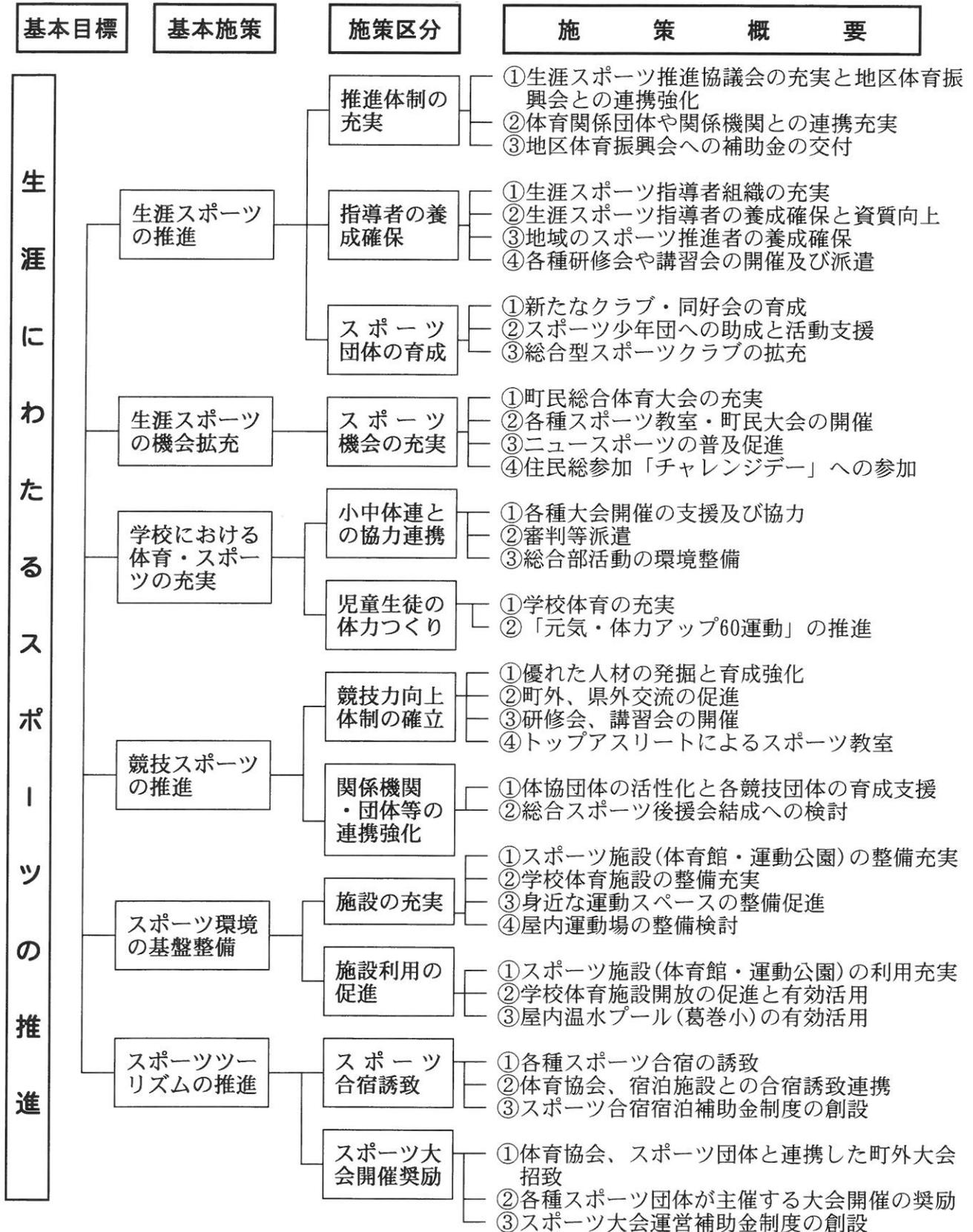
# 目 次

I	計画の基調	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の目標及び構成	2
5	計画の領域及び区分	2
II	基本施策	
1	生涯スポーツの推進	3
2	生涯スポーツの機会拡充	3
3	学校における体育・スポーツの充実	4
4	競技スポーツの推進	4
5	スポーツ環境の基盤整備	4
6	スポーツツーリズムの推進	5
III	主要事業計画	
1	生涯スポーツの推進	6
2	生涯スポーツの機会拡充	6
3	学校における体育・スポーツの充実	7
4	競技スポーツの推進	7
5	スポーツ環境の基盤整備	8
6	スポーツツーリズムの推進	8
IV	資 料	
No. 1	葛巻町生涯スポーツ推進組織機構図	9
No. 2	葛巻町社会体育施設一覧	10
No. 3	社会体育施設の利用状況	12
No. 4	学校体育施設の利用状況	13
V	参 考	
No. 1	スポーツ基本法【抜粋】	14
No. 2	葛巻町総合計画【抜粋】	15
No. 3	葛巻町生涯スポーツ推進協議会規約	16
No. 4	葛巻町スポーツ推進審議会条例	18
No. 5	葛巻町スポーツ推進委員に関する規則	19
No. 6	葛巻町生涯スポーツ推進協議会理事	20
No. 7	葛巻町スポーツ推進審議会委員	21
No. 8	葛巻町スポーツ推進委員	22

# 葛巻町生涯スポーツ推進計画体系図

スローガン

「スポーツで 心ゆたかに たくましく」



# I 計画の基調

## 1 計画策定の趣旨

スポーツは、人々の日常生活の中で自由時間の活動として、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての国民に保障され、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、満足感や楽しさ、喜び、感動をもたらすという内在的な価値を有するとともに、心身の健康の増進、青少年の健全育成や、地域社会の活性化など、人々の生活において多面的にわたる役割を担うものである。

町民の明るく豊かな生活を実現するためには、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって親しむことが、これまで以上に重要になっている。

葛巻町においては、生涯スポーツ振興について昭和61年4月に「スポーツを、いつでも、どこでも、いつまでも」をスローガンとして「葛巻町スポーツ振興計画」(第一次)を策定し、昭和63年にはスポーツ推進協議会を設立し、諸施策の推進に努めてきた。

現在では、社会体育館や総合運動公園などスポーツ・レクリエーション施設も耐震化やリニューアルにより更に充実し、併せて生涯スポーツの推進体制も、NPO法人葛巻町体育協会をはじめ、各地区体育振興会の積極的な取り組み、実践団体の育成と活動の促進、指導者の養成等により、町の生涯スポーツ推進がより一層図られてきている。

しかしながら、町を取り巻く状況は人口減少問題と高齢化が進み、新たなスポーツ振興施策が求められている。平成28年度は、葛巻町では初めてとなる「希望郷いわて国体」の競技開催があり、町民が一体となって開催運営に取り組み、全国からの選手や競技役員、観客をお迎えし、新たに「スポーツを支える機運づくり」や「スポーツを通じた人口交流」が生まれた。

今後のスポーツ推進は、これまでのスポーツ振興の実績や国体開催運営の経験を国体レガシー(遺産)として活かしていくなど、行政と葛巻町体育協会、各地区体育振興会をはじめ、スポーツ団体等が一体となり、スポーツを通じて地域が連携し、新しいものを創りあげていく「協創」が重要となってきている。

これからも、町民の明るく豊かな生活や地域コミュニティの活性化のため、一人ひとりがライフスタイルにあわせたスポーツ・レクリエーションに親しみ、主体的に実践し、もって健康・体力づくりができることや、町の資源や魅力とスポーツを融合したスポーツツーリズムを推奨し、新たなスポーツ交流を目指して、「第6次生涯スポーツ推進計画」を策定するものである。

## 2 計画の性格

この計画は、次の性格をもつものである。

- (1) 本町のスポーツ推進に関する基本的な計画であること。
- (2) 関係団体や町民に対して、自主的、積極的活動を導く役割をもつものであること。
- (3) 計画の実施にあたっては、関係各課、関係各機関及び各種スポーツ団体と相互に連携を図りながら総合的に推進するものであること。
- (4) 「葛巻町総合発展計画(2016-2030)」の部門別計画であること。

### 3 計画の期間

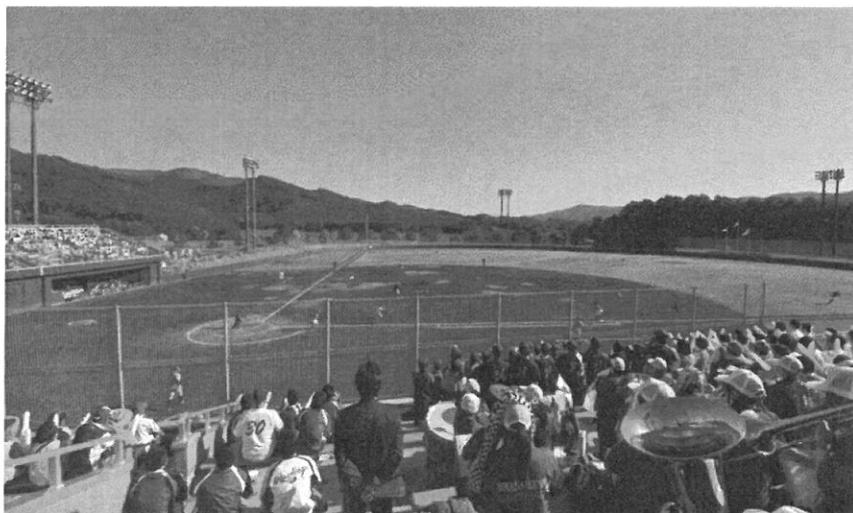
平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする5カ年計画とする。

### 4 計画の目標及び構成

- (1) 「生涯にわたるスポーツの推進」を基本目標とする。
- (2) 「スポーツで 心ゆたかに たくましく」をスローガンとする。
- (3) 「計画の基調」、「基本施策」、「主要事業計画」、「資料」、「参考」で構成する。

### 5 計画の領域及び区分

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 生涯スポーツの機会拡充
- (3) 学校における体育・スポーツの充実
- (4) 競技スポーツの推進
- (5) スポーツ環境の基盤整備
- (6) スポーツツーリズムの推進



希望郷いわて国体 軟式野球競技(平成28年/総合運動公園野球場)



少年サッカー教室(総合運動公園多目的グラウンド)

## Ⅱ 基本施策

### 1 生涯スポーツの推進

#### (1) 推進体制の充実

- ① 生涯スポーツを推進するため、生涯スポーツ推進協議会を中心に推進体制の充実を図る。
- ② 生涯スポーツの一層の推進のため、NPO法人葛巻町体育協会、各地区体育振興会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ指導員協議会、小中体連等のスポーツ関係諸団体との連携を密にし、スポーツ推進の充実に努める。

#### (2) 指導者の養成確保

- ① スポーツ推進委員活動の一層の充実を図るため、スポーツ推進委員協議会の組織強化に努める。
- ② 町民のスポーツニーズに応えるため、生涯スポーツの指導者や体育施設における専門指導員の養成・確保に努める。
- ③ 地域住民の体力向上や健康づくりを目指し、地域で生涯スポーツを推進する指導者の発掘及び育成に努め、スポーツ推進委員の養成と資質の向上を目指す。
- ④ 指導者の資質の向上、指導技術の研鑽のため、各種研修会や技術講習会へ指導者を積極的に派遣する。

#### (3) スポーツ団体の育成

- ① 新しいスポーツ団体やサークル活動を奨励し、クラブ化、同好会組織として育成する。
- ② スポーツ少年団本部を町全体でひとつにまとめ、団員・指導者の登録補助や指導者養成に努める。
- ③ 町体育協会が中心となり設立した「総合型地域スポーツクラブ」は、継続して安定した自主運営を行うため、活動内容や魅力を広く町民に知ってもらいクラブ活動の拡充を図る。

### 2 生涯スポーツの機会拡充

#### (1) スポーツ機会の充実

- ① 各地区体育振興会ごとに対戦する、総合体育大会を継続して開催し充実させる。
- ② 各種生涯スポーツ教室の開催や競技別町民大会などを開催し、町民の生涯スポーツ参加の機会を拡充する。
- ③ スポーツ・レクリエーションの普及を図るため、ニュースポーツを取り入れた講習会、教室を開催する。
- ④ 「スポーツの日常化」を目的とした、住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」に継続して参加する。



チャレンジデーで玉入れ競技を楽しむ町民

### 3 学校における体育・スポーツの充実

#### (1) 小中体連との連携強化

- ① 小中体連の活動を支援し、主催する各種大会を協力連携のもとに実施していく。
- ② 各種大会の開催協力をするとともに審判員、競技係員の派遣要請等に応える。
- ③ 部活動での専門的な外部指導者の派遣や少子化による部員不足による活動困難を解消するため、「総合部活動」の導入を検討し基盤整備や支援を行う。

#### (2) 児童生徒の体力づくり

- ① 学校の体育に関する活動の充実を図る。
- ② 幼児期からの子供の体力向上を目指し、学校や家庭での「元気・体力アップ60運動」を推進する。

### 4 競技スポーツの推進

#### (1) 競技力向上体制の確立

- ① 体育協会を始め、各種目別競技団体と連携して優れた人材の発掘と長期的展望に立った、継続的な競技スポーツ選手の育成強化を目指す。
- ② 優秀選手育成のため県大会・東北大会レベルのスポーツ大会や町外及び県外交流大会を積極的に誘致するなど競技力向上体制の確立を図る。
- ③ トップアスリートを招聘し、スポーツ教室や講習会などで選手の育成強化を図る。

#### (2) 関係機関・団体等の連携強化

- ① 体育協会の活動を活性化し、各種競技団体の活動を支援し競技力向上を目指す。
- ② 学校における運動部の父母会や後援会組織の結成、町のスポーツを全体で支援する総合スポーツ後援会(仮称)結成への検討を進める。

### 5 スポーツ環境の基盤整備

#### (1) 施設の充実

- ① 耐震化対策をした社会体育館や改修された、総合運動公園スポーツ施設を有効的に活用しながら長寿命化に努め、充実した施設管理に努める。
- ② 児童生徒の体育・スポーツ活動の活発化を図るため、学校体育や運動部活動の施設・設備の整備充実に努める。
- ③ 自然利用施設、身近な公園等に運動できるスペースの確保等の整備を促進する。
- ④ 雨天時や冬期積雪期間でも多目的なスポーツができる「屋内運動場」の整備に向けた、調査研究を進める。



リニューアルした総合運動公園多目的グラウンド(平成27年)

## (2) 施設利用の促進

- ① リニューアルした総合運動公園多目的グラウンド、野球場や社会体育館などスポーツ施設を多くの町民が利用できるよう施設開放のサービス向上に努める。
- ② 町民の身近なスポーツ・レクリエーションの場として、小中学校の体育館やグラウンドを開放する。
- ③ 葛巻小学校屋内温水プールを一般開放し、水中運動やスポーツリハビリなど広く活用し健康・体力づくりの場として有効活用していく。



伊藤華英選手の水泳教室(葛巻小学校屋内温水プール)

## 6 スポーツツーリズムの推進

整備されたスポーツ施設や国体への取り組みを国体レガシー(遺産)として活かし、町の持つ自然環境や様々な資源を活かして、スポーツによる交流や町の活性化を目指し、新たにスポーツツーリズムの推進を図っていく。

### (1) スポーツ合宿誘致

- ① スポーツ交流や町の活性化を目的として町外からのスポーツ合宿の誘致を推進する。
- ② 体育協会や宿泊施設と連携しながらスポーツ合宿誘致を図る。
- ③ スポーツ合宿等で町内のスポーツ施設と宿泊施設を利用した団体に、宿泊費に対する補助金の交付をしてスポーツ交流が盛んになることを目指す。

### (2) スポーツ大会開催奨励

- ① 体育協会、スポーツ団体と連携して各種スポーツ大会の開催誘致を図る。
- ② スポーツ団体やスポーツ少年団が主催となるスポーツ大会の開催を奨励する。
- ③ 町内のスポーツ団体が主体となった町外チームが参加する大会の開催等に対して、運営費用の一部を補助することで、各種大会の誘致に繋がり、各種スポーツ団体の活性化とスポーツ交流人口の増加及び町の活性化となることを期待する。



大学生陸上部の長期合宿(総合運動公園多目的グラウンド)

### Ⅲ 主要事業計画

#### 1 生涯スポーツの推進

基本施策	事業名	新規 継続	計画 期間	事業概要
推進体制の 充実	生涯スポーツ推進協議 会の開催	継続	29～33	スポーツ推進協議会を中心としたスポ ーツ振興に取り組み、関係団体がそれ ぞれの事業について連絡・調整を図 り、一体となって事業推進にあたる。
	地区体育振興会との連 携	継続	29～33	地区体育振興会と連携した生涯スポ ーツの推進を図る。
	地区体育振興への補助 金の交付	継続	29～33	地域におけるコミュニティーづくりと 一体化した生涯スポーツ活動実践のた め補助金を交付する。
指導者の養 成確保	生涯スポーツ指導者組 織強化	継続	29～33	町委嘱のスポーツ推進委員、体育協会 のスポーツ指導員の組織強化を図り、 連携した指導者組織の目指す。
	スポーツ指導者及びス ポーツ推進委員の養成	継続	29～33	生涯スポーツの指導者や各地区のス ポーツ推進委員の養成を図る。
	各種研修会や講習会の 開催及び派遣	継続	29～33	県、地区研修会等への指導者参加を促 したり、町内での講習会を開催するな ど、互いの交流を深め資質向上を図る。
スポーツ団 体の育成	クラブや同好会の育成	継続	29～33	新しいスポーツ活動やサークル活動を 奨励しクラブ化、団体組織として育成 する。
	スポーツ少年団への助 成と活動支援	新規	29～33	少年団の団員・指導者の登録料補助や 活動支援を行い団の活性化を目指す。
	総合型スポーツクラブ 活動補助	継続	29～33	体育協会総合型スポーツクラブの活動 補助を行い、更なる拡充を図る。

#### 2 生涯スポーツの機会拡充

基本施策	事業名	新規 継続	計画 期間	事業概要
スポーツ機 会の充実	町民総合体育大会	継続	29～33	地区体育振興会対抗の総合体育大会開 催を継続及び充実を図る。

各種スポーツ教室・町民大会の開催	継続	29～33	町民が参加するスポーツ教室や各種目の町民大会を充実させ、生涯スポーツの機会の拡充を図る。
ニュースポーツの普及活動	継続	29～33	町民のスポーツ・レクリエーションへの参加の機会を創出する。
チャレンジデーへの参加	継続	29～33	町民の健康づくりとスポーツの日常化普及のため、チャレンジデーへ参加

### 3 学校における体育・スポーツの充実

基本施策	事業名	新規 継続	計画 期間	事業概要
小中体連との協力連携	小中学校駅伝継走大会	継続	29～33	小中体連の活動を支援し、主催する各種大会を協力連携のもとに実施する。
	中学校の総合部活動の支援	新規	29～33	部員不足による活動困難解消のため、総合部活動制の導入を検討する。
児童生徒の体力づくり	元気・体力アップ60運動	新規	29～33	幼児期からの子どもの体力向上を目指し、学校や家庭での「元気・体力アップ60運動」を推進する。

### 4 競技スポーツの推進

基本施策	事業名	新規 継続	計画 期間	事業概要
競技力向上体制の確立	スポーツ選手の育成強化	継続	29～33	優れた人材発掘と長期的展望に立った継続的なスポーツ選手の育成強化を図る。
	町外、県外交流の促進	継続	29～33	優秀選手育成のため、町外、県外交流を促進し、練習試合を拡充する。
	トップアスリートによるスポーツ教室	新規	29～33	トップアスリートを招聘し、スポーツ教室や講習会などで選手の育成強化を図る。
関係機関・団体等の連携強化	体育協会の活動支援	継続	29～33	体育協会の活動を活性化し、各種競技団体の活動支援し、競技力向上を目指す。
	総合スポーツ後援会の結成検討	継続	29～33	町のスポーツを全体で支える後援会の結成への検討を進める。

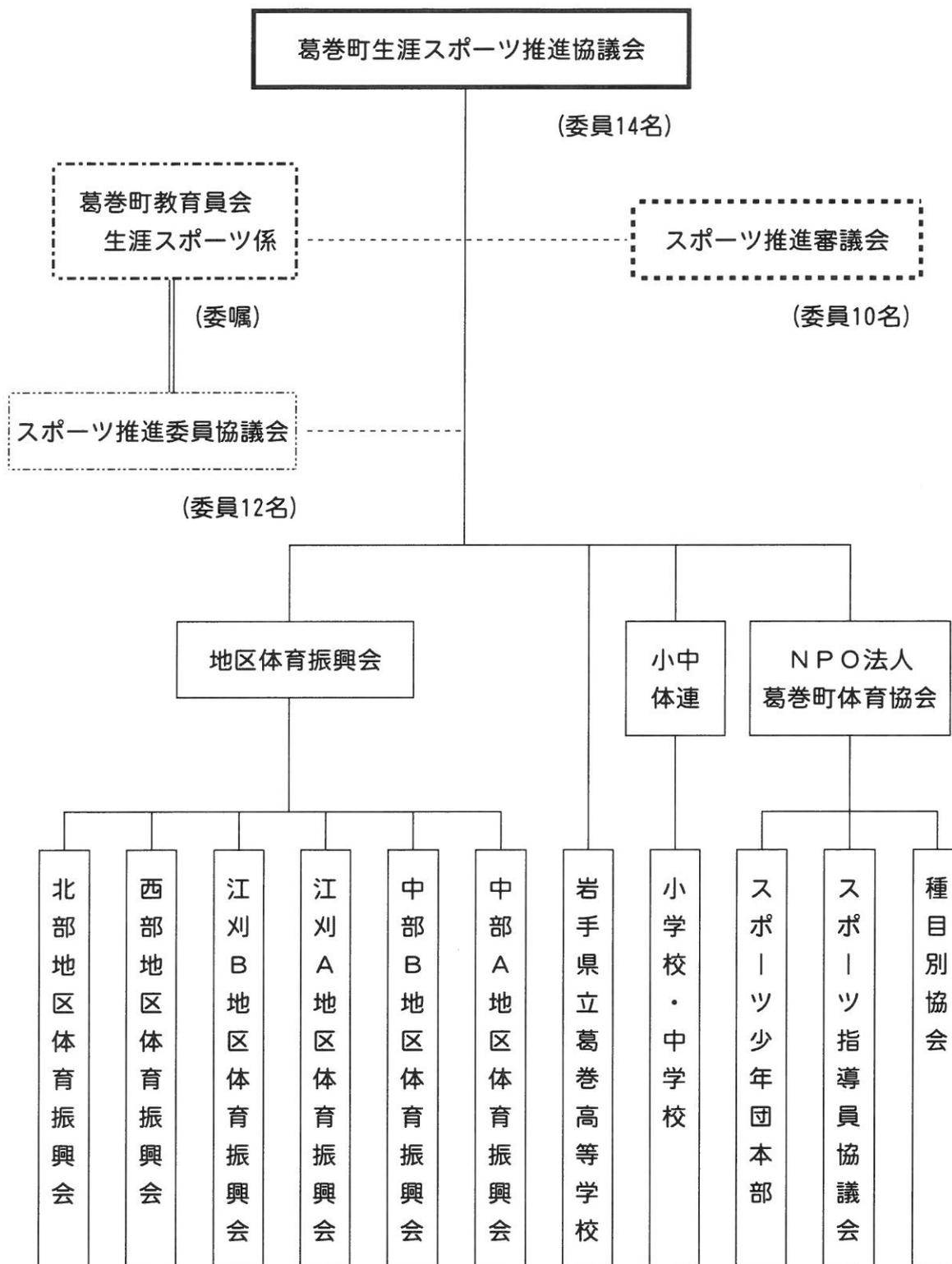
## 5 スポーツ環境の基盤整備

基本施策	事業名	新規 継続	計画 期間	事業概要
施設の充実	スポーツ施設の整備充実	継続	29～33	整備された施設の長寿命化に努め、充実した施設管理に努める。
	総合運動公園の整備充実	新規	29～33	多目的利用ができる人工芝のスポーツコートの整備を進める。
	身近な運動スペースの整備促進	新規	29～33	身近な場所が運動スペースとして有効活用できるよう整備促進していく。
	屋内練習場の整備に向けた検討	新規	29～33	雨天時や冬期間に練習出来る屋内運動場の整備検討を進める。
施設利用の促進	スポーツ施設の利用充実	継続	29～33	町民のスポーツ活動の場として、充実した利用ができるよう施設開放のサービス向上に努め、利用促進を図る。
	学校体育施設の開放	継続	29～33	町民のスポーツ活動の場として、利用促進を図っていく。
	屋内温水プールの施設開放	新規	29～33	町民の健康・体力づくりの場として葛巻小学校の屋内温水プールの効果的な開放を図る。

## 6 スポーツツーリズムの推進

基本施策	事業名	新規 継続	計画 期間	事業概要
スポーツ合宿誘致	スポーツ合宿誘致連携	新規	29～33	スポーツ団体や宿泊施設が連携してスポーツ合宿の誘致を図る。
	スポーツ合宿等宿泊補助事業	新規	29～33	町内のスポーツ施設、宿泊施設等を利用したスポーツ合宿に対して宿泊補助を行い、積極的なスポーツ交流を行う。
スポーツ大会開催奨励	スポーツ大会招致、大会運営の連携	新規	29～33	体育協会やスポーツ団体が連携して町外大会招致や主催大会開催を奨励。
	スポーツ大会等誘致運営費補助事業	新規	29～33	町内のスポーツ団体等が主催する町外からのチームを招待する、スポーツ大会等の運営費に補助を行い、積極的なスポーツ交流を行う。

## 葛巻町生涯スポーツ推進組織機構図



## 葛巻町社会体育施設一覽

## 1 総合運動公園

	施設用途	規模	施設内容	使用料	申込先
平成 4 年 度	野球場	23,930㎡	面積 13,254㎡ 両翼 95m センター 122m 夜間照明 6基 バッテリー間 750ルックス 内野 500ルックス 外野 300ルックス 観客席 1,500席 フルカラーLEDスコアボード	有料	■住所:葛巻町 葛巻第5-170-2 ■指定管理者 NPO法人 葛巻町体育協会 (☎66-3607) ■連絡先 野球場事務所 66-3200 ※4-10月期間  ※ 多目的グラウンド 平成27年度改修
	多目的 グラウンド (運動広場)	27,102㎡	陸上競技トラック (全天候型合成ゴム素材舗装) 400m×8コース インフィールド (ロングパイル人工芝) サッカーコート一般用1面 " 少年用2面 ABゾーン (短人工芝) ゲートボールコート各1面 付帯設備 夜間照明 6基 (※発電機点灯)	有料	
	テニス コート	4,490㎡	クレーコート 1面 人工芝(砂入り) 3面 クラブハウス 1棟	有料	
	ゲートボール コート	7,575㎡	クレーコート 6面 (20m×15m))	無料	
	子供広場	8,000㎡	フィールドアスレチック 1式 休憩棟 1棟 遊具 1式	無料	

## 2 社会体育館

	施設用途	規模	施設内容	使用料	申込先
昭和52年度	競技場	1,480㎡	バスケットボール 2面 バレーコート 2面 テニスコート 1面 バドミントンコート 4面 ステージ 1面 客席 300席	有料	■住所:葛巻町 葛巻8-33-2 ■指定管理者 NPO法人 葛巻町体育協会 ■連絡先 事務室 66-3607  ※平成26年度 耐震改修工事改修
	トレーニング室	165㎡	トレーニング器具	有料	
	柔剣道室	495㎡	柔道・剣道 1面 卓球用コート	有料	

## 3 水泳プール

	施設名	規模	施設内容	使用料	申込先
昭和55年度	小屋瀬農村センタープール	375㎡	野外プール (25m×5コース)	無料	■住所:葛巻町 葛巻28-205 ■連絡先 小屋瀬農村センター運営協議会

## 4 キャンプ場

	施設名	規模	施設内容	使用料	申込先
昭和55年度	葛巻町森林公園キャンプ場	5,000㎡	炊事施設 1 便所 1 营火台 1 管理棟 1 ハイキングコース	無料	■住所:葛巻町 葛巻40-57-6 ■連絡先 くずまき交流館 プラトール 66-0555

## 社会体育施設の利用状況

## 1 社会体育館

(人、件)

年 度	個 人	団 体		合 計
	利 用 者	件 数	利 用 者	
23年度	2,049	843	27,719	29,768
24年度	2,030	926	22,286	24,316
25年度	1,685	808	18,097	19,782
26年度	1,944	853	22,206	24,150
27年度	1,946	953	23,280	25,226

## 2 総合運動公園

( 上段-件数  
下段-人数 )

年 度	野 球 場	運 動 広 場	テニスコート	ゲートボール場
23年度	140(13)	35	120	7
	4,332	3,241	1,307	780
24年度	109(15)	91	122	4
	3,915	3,583	1,071	490
25年度	107(6)	95	118	4
	3,777	2,912	1,496	267
26年度	93(8)	70	110	6
	4,177	2,164	1,460	580
27年度	112(5)	209(35)	106	4
	4,276	8,022	680	380

※( )内ナイター利用件数

## 学校体育施設の利用状況

### 1 学校体育施設(運動場・体育館)

(回、人)

年度	区分	学校	学校数	開放内容			利用状況	
				開放校	運動場	体育館	延回数	延利用者数
25年度	小学校		5	5	5	5	379	11,255
	中学校		3	3	3	3	183	3,002
26年度	小学校		5	5	5	5	548	13,612
	中学校		3	3	3	3	288	5,548
27年度	小学校		5	5	5	5	565	13,489
	中学校		3	3	3	3	183	4,030

### 2 学校体育施設(一般開放型学校プール)

	施設名	規模	施設内容	使用料	申込先
平成25年度	葛巻小学校 屋内温水 プール	926.8㎡	○構造 木造平屋建て(一部2階) PVC被覆ステンレス製 ○暖房設備:高温風暖房機 ○温水設備:ペレットボイラー (灯油ボイラー併用) ○コース:25m×9m 4コース 20m×4m/他幼児プール	無料	■住所:葛巻町 葛巻12-37-1 ■指定管理者 NPO法人 葛巻町体育協会 ■連絡先 事務室 66-3607

#### 2-1 一般開放型学校プール利用状況 (人)

年度	区分	開放日	延べ人数	平均人数
25年度		130	1,810	13.9
26年度		101	1,093	10.8
27年度		159	1,187	7.5



葛巻小学校屋内温水プール(平成25年完成)

# スポーツ基本法（抜粋）

平成23年8月24日

法律第78号

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の全部を改正する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

## 第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

### （スポーツ推進会議）

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

### （都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

### （スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 葛巻町総合計画（2016▶2030）【抜粋】

まちの将来像

「未来を協創する高原文化のまち」

前期基本計画のキャッチフレーズ

# ひと・まち・しごとを紡ぎ 一歩先行く山村くずまき

まちの基本目標

### 1. いきいきと輝き続ける“ひと”

助け合いの豊かなところを育み 次代を担う人材育成の充実

将来の夢を思い描ける、町の魅力や地域の良さを再認識できる機会の創出など、新しい時代に即した教育の充実を図ります。すべての町民が豊かなところを持ち、共に支え合う思いやりのある社会の構築に努めます。

重点プロジェクト

## I 魅力ある子育て・教育環境づくりプロジェクト

「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」

### ●生涯スポーツの推進

#### 1. 生涯スポーツの機会拡充

町民のライフスタイルや年齢、体力、運動技術、興味などに応じた様々なスポーツ教室を開催します。また、スポーツサロンの創出と提供に向けた準備を行います。

#### 2. 競技スポーツの推進

一流スポーツ選手や競技レベルの高い大学生アスリートを招いた「スペシャルスポーツ教室」を開催します。

#### 3. スポーツ交流の推進

体育協会や種目別協会と連携し各種大会やスポーツ合宿の誘致を図ります。

#### 4. 体育・スポーツ基盤の整備

施設の整備充実を図るとともに、研究・研修体制の充実に努めます。

## 葛巻町生涯スポーツ推進協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は、葛巻町生涯スポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目 的)

第2条 協議会は、町民の生涯スポーツ振興施策を積極的に推進するため、関係機関、団体と一体となって各年代に応じたスポーツ・レクリエーション等を活発化し、もって町民の健康で心豊かな明るい生活の実現に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 生涯スポーツ振興施策の基本方針に関すること。
- (2) 生涯スポーツに係わる事業の促進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要と認められる事業

### (構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる行政機関及び団体をもって構成する。

### (役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

### (役員の内命)

第6条 会長は、教育長をもって充てる。

- 2 副会長、監事は理事会で選任する。
- 3 理事は、構成団体から各1名（体育協会からは2名）選出する。

### (役員の内務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し理事会に報告する。

### (任 期)

第8条 役員の内命は、2年とする。ただし、補欠役員の内命は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (会 議)

第9条 協議会の会議は理事会とし会長が招集し会議の内命となり、次の事項を審議する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画、事業運営に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項

3 理事会の議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 理)

第10条 協議会の経理は、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長は、教育次長とする。
- (2) 事務局員は、生涯スポーツ係とする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和63年1月21日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず昭和64年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

## スポーツ推進審議会条例

平成2年6月29日 条例第5号

### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、葛巻町スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (定数)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の数は、10人以内とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第5号)

### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の(中略)スポーツ推進審議会条例(中略)の規程により委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則(平成24年3月16日条例第3号)

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前のスポーツ振興審議会条例の規定により委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

(非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例(平成20年葛巻町条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 葛巻町スポーツ推進委員に関する規則

昭和47年4月1日  
教育委員会規則第1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項に規定するスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の任務、定数、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員は、住民のスポーツの振興に関する事項として次の職務を行う。

- (1) 住民に対してスポーツの実技指導を行うこと。
  - (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織育成をはかること。
  - (3) 学校、公民館等の教育機関その他の行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関して協力すること。
  - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関して、その求めに応じて協力すること。
  - (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
  - (6) 住民のスポーツ振興のために必要な指導助言を行うこと。
- 2 委員が指導する前項に規定する職務について、その分担すべき地域及び事項については教育長が定める。

### (定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (研修)

第5条 委員は、常に、その職務を行ううえに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

### (補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第7号）

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前の葛巻町スポーツ推進委員に関する規則の規程により委員である者は、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

附 則（平成24年1月27日教委規則第1号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。